

## ゴミに関するお知らせ

### 災害ゴミの個別回収の延長について[9/27(木)18:30現在]

気象庁の発表により、前回の台風21号と同等レベルと予想される台風24号が北海道に接近する予定です。このことにより、災害ゴミを自宅前に出されると飛散し、事故等も予想されることから、現在、自宅前に出されている方は、一度安全な場所に戻してください。また、新たに出そうとしている方も9月29日(土)、30日(日)は、災害ゴミを自宅前出さないようお願いいたします。災害ゴミの個別回収は、10月8日(月)までと延長いたしますので、回収に関する申込受付及びお問合せは、下記までご連絡ください。

### 家電リサイクル法対象品目の処理について[9/27(木)09:00現在]

9月6日発生した胆振東部地震で壊れた家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)について、当初臨時集積所(大師ヶ丘公園)で受け入れしておりませんでした。被害の甚大さや現場及び周辺状況に鑑みた柔軟な対応が必要とされることから、自己搬入による受け入れを無料で行います。自己搬入される際は安平町民であることがわかる(運転免許証、保険証等)ものをご用意され、確認させていただきたいと思っております。

すでに、販売店等で災害廃家電4品目を処分された方におかれましては、リサイクル券、領収書等で確認できればその分、町より助成したいと考えております。

大変対応が遅くなったこと、混乱を招くことになったことを深くお詫び申し上げます。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎@2940

## 水道に関するお知らせの復旧状況

### 各地区水道通水状況 [9/28(金)9:00現在]

早来地区 1,956戸 追分地区 1,586戸 3,542戸 (復旧率 98.6%) 市街地は9月下旬頃、郊外地は10月上旬頃の復旧を予定しています。なお、調査段階で重大な損傷等が確認された場合は復旧時期が遅れる場合があります。

### お願い

水道には油類、布類等の異物は絶対に流さないで下さい。機器の故障原因につながり、最悪の場合下水道の使用を停止(=広範囲の給水停止)する場合があります。ご協力をお願いします。

早来地区の北進浄水場は、地震の影響により浄水能力が低下しております。申し訳ございませんが「節水」にご協力下さい。

## 応急仮設住宅等に関する住民説明会及びQ&A[9/25(火) 現在]

9月23日の説明会においての質問(Q&A形式)一覧

### ● 応急仮設住宅に関する質問

Q 今回の制度で公営住宅へ入居した者は、1年経過後に引き続き家賃を払って住み続けることができますか?

A 公営住宅の入居要件を満たしている場合は、1年経過後に正式入居することができます。

Q 借り上げ型の応急仮設住宅について、2年を過ぎても入居継続できますか?

A 北海道と大家さんとの契約は終了してしまうので、別途大家さんに確認の上契約して欲しい。

Q 借り上げ型応急仮設住宅の申し出をできるタイミングは?

A 罹災証明発行後となります。ただし、すでに入居先が決まっているなどの個別事情による相談は申し出てください。

Q 応急仮設住宅でペットは飼えますか?

A 可能です。また、借り上げ型については大家さんと協議する必要があります。なお、公営住宅では飼えません。

Q 借り上げ型の応急仮設住宅について、入居先は町外でも可能ですか?

A 北海道としては問題ありません。ただし、今後の支援情報が入りにくくなる可能性があるのでもできれば町内もしくは近隣に住んでいただきたい。

Q 応急仮設住宅は自分で見つけた物件も該当しますか?

A 該当します。

Q 選考基準では「要介護」とあるが、「要支援」になった場合の取扱は?

A 選考基準上の決まりであり、要介護より低くなってしまいます。

Q 住家に被害は無かったが、避難指示(勧告)区域で家には帰れない。そういう場合には申し込みはできますか?

A 基準によると、事情があり1ヶ月以上に家に帰れない方は「みなし全壊」となるので可能です。

Q 応急仮設住宅の入居時期は?

A 9月25日着工で完成が10月末頃なのでそれ以降となります。

### ● 申し込み等に関する質問

Q 10月7日の申し込み期限を超えてしまった場合は?

A 随時受付を行います。

Q 仮申込書の提出先は?

A 安平町保健センター(総合庁舎横)または総合支所(ぬくもりセンター)までお願いします。

### ● 家屋調査などに関する質問

Q 住家の様子から「一部損壊」程度と思われるが、もう住みたくない。普通に公営住宅を申し込みますか?

A 今のところ、被災者優先で処置しており一般申し込みは中止しています。今後個別相談の上、ケアしていきたい。

Q 罹災証明の調査は外部調査とのことだが、内部調査を申し出るタイミングは?

A 罹災証明の発行申請時に申し出てください。外観調査と内部調査を同時に行う場合調査効率が落ちるため外観の損傷と同様で内部の被害部分としていきます。参考ではあるが、内部調査は各面の被害状況の積み上げで積算していく関係上、外部調査より被害度合いが低くなる傾向にあります。

Q 全壊・半壊などの基準は?

A 国の基準では、全壊「多分修理は難しいのではないか」、大規模半壊「大規模な修理を行えば居住可能」、半壊「修理を行えば居住可能」一部損壊「軽度の修理で十分居住可能」との目安になっています。

### ● 避難所に関する質問

Q 避難所の閉鎖は考えているのですか?

A 現在4箇所を集約してきており、最終的には「町民センター」「追分公民館」の2箇所としたい意向。住む場所がケア出来ない人がいる限り、移住促進住宅の活用など形を変えてでも継続していきます。

### ● その他

Q 契約期間満了後行くところがない場合どうすればよいのですか?

A 現在、仮住まいの対応を急いで行なわせていただいている。今後、その後のケアについては協議していきたい。

Q 大家から、修繕は難しいので退去を求められているが申し込みますか?

A 今後、色々な事例を集めてケアについては協議していきたい。

Q 問い合わせ先を教えてください

### A 応急仮設住宅の建設に関すること

北海道保健福祉部総務課政策調整グループ  
☎011-231-4111 内線 25-127、25-128

### 応急仮設住宅・民間賃貸住宅の入居に関すること

健康福祉課福祉グループ 29-7071

### 公営住宅(一時使用)の入居に関すること

役場建設課施設グループ 22-2516

### ● 仮設住宅の建設工事に関するお願い

仮設住宅の建設工事についてのお願いです。9月25日(火)より仮設住宅の建設工事が開始されます。

作業時間は、8時から17時を予定しています。工事の工程により多少の時間変更があるかもしれませんが、付近へのお住まいの皆さんには、作業による騒音があると思いますが、ご理解、ご協力をお願いします。

## 情報提供について

町では、ホームページ、あびらチャンネル(データ放送)、LINE@、Facebookで随時情報提供を行っています。ぜひご活用ください。

平成30年北海道胆振東部地震 災害警戒・対応状況

<https://www.town.abira.lg.jp/kurashi/bosai/H30jishin>



ホームページ



LINE@



Facebook

## 給水について[9月24日20時現在]

### 畑地かんがい用営農用水「多目的給水栓」の一部復旧 [9月20日(木)13時20分現在]

9月20日から追分地区にあります畑地かんがい用営農用水【多目的給水栓】の一部が復旧しましたのでお知らせします。復旧した給水栓は、追分美園・向陽地区の給水栓9箇所となっております。

### 現在安平町内で給水できる箇所[9月20日(木)19時現在]

遠浅公民館、早来小学校、町民センター、北町会館、安平公民館、追分公民館

### 地区会館での給水開始について[9月21日(金)17時現在]

[追分地区] 旭陽会館 7時～18時 旭神社前 9時～12時

農村文化センター 8時～18時

### 旭陽・美園地区の巡回給水開始のお知らせ [9月23日(日)15時30分現在]

9月24日より、旭陽・美園地区において自衛隊による巡回給水を始めることとしましたのでお知らせします。

巡回は9時より始まりますが多数の家を回ることから時間指定のできないことをご了承ください。

## 入浴支援について[9月27日現在]

### ●ぬくもりの湯からのお知らせ[9月26日現在]

10月1日から通常営業になります。次の方には入浴券を交付します。

①ボイラー等故障し自宅で入浴できない方

②避難所に非難されている方

ぬくもりの湯受付カウンターで申請してください。

申請受付は10月1日から 問合せ 住民サービス課 ☎⑤2411

### ●町内[9月27日現在]

陸上自衛隊入浴支援

場所 町民センター駐車場

日付 実施中～終了日未定

時間 15:00～22:00 ※9/27(木)から変更になりました。※時間等の変更がありましたら更新します。

## 各種相談会・り災証明の代理申請のご案内[9月27日現在]

### ●住宅の復旧等に関する相談窓口等について[9/28(金)掲載]

住宅全般に関する相談窓口 ☎011-222-6070

建築(住宅を含む)に関する相談窓口 ☎011-231-3165

その他多数の相談窓口がありますので詳細はホームページをご覧ください。

### ●生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付のご案内[9月27日現在]

貸付対象 被災された方で道内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。

貸付限度額 原則として、一世帯に月一回限り10万円。ただし、以下の場合、一世帯につき一回限り20万円の貸付も可能

①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合

②世帯員に要介護者がいる場合

③4人以上の世帯である場合

④世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合

据置期間 貸付の日から1年以内

償還期間 据置期間終了後2年以内

貸付利子 無利子 ※償還期限後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します。

### ●北海道行政書士会による「り災証明の申請手続き」の代行および代理について[9月26日現在]

ご高齢者や身体の不自由な方など申請手続きの代理代行を必要としている方は、北海道行政書士会 災害対策本部までご連絡ください。 ☎011-221-1221

### ●1日合同行政相談所のご案内[9月23日現在]

1日合同行政相談所を開設します

日時 10月15日(月) 10時～15時

場所 ぬくもりセンター 多目的情報会議室

※無料・秘密厳守・予約不要、地震による生活支援についてもご相談ください。

### ●弁護士無料法律相談会のご案内

10月の日程

追分公民館 2日(火)、5日(金)、16日(火)、20日(土)、23日(火)

早来町民センター 9日(火)、13日(土)、27日(土)、30日(火)

時間 午後2時30分～午後6時30分

※10月9日(火):町民センター 13時30分～15時00分

※10月23日(火):追分公民館 10時30分～12時00分

場所 早来町民センター ホール、追分公民館 図書室前

## 心のケアについて[9/25(火)現在]

### ●北海道心のケアチームについて

北海道では、被災地での精神的ケアと避難所生活の長期化に伴う心労など、心のケアを必要とする避難者の方々への相談支援を行っています。

### 北海道心のケアチーム(北海道立精神保健福祉センター)

精神科医、保健師、看護師、心理士等の専門職

※日によって、チーム編成が異なります。

### 相談期間

～10月3日(予定)

各日の10時から17時まで

### ●子どもの心のケア班について

～被災ストレスから子どもの心を守りましょう～

被災のストレスは、次のようにあらわれます。

地震を体験してからこどもは「眠れない」「こわがり、おびえる」「親にしがみつくと一人でいられない」「保育所や学校へ行きにくい」「落ち着きがない、怒りっぽい」

地震を体験してから乳児は「笑わなくなった」「目が合わない」

北海道は、こどもの心の医療の専門医を、被災地に派遣しています。保護者様の相談も保育士・教員の相談も、保健福祉職の相談も受け付けています。(北海道心のケアチーム 北海道立精神保健福祉センター)

### 相談期間

9月25日(火)、30日(日)、10月3日(水)、7日(日)

各日の10時から17時まで

ご相談をご希望の方は、下記へご連絡ください。

役場 健康福祉課健康推進グループ ☎⑨7071

## 役場からのお知らせ

### 道路交通規制路線

ホームページ、データ放送に最新情報を掲載しています。

### 各公共施設等の運営状況

ホームページ、データ放送に最新情報を掲載しています。

## 震災に伴う各種連絡先について[9月25日9:00現在]

罹(り)災証明書に関すること

税務住民課 税務グループ ☎②2513

災害ゴミに関すること

安平厚真行政事務組合臨時事務所(税務住民課内)

税務住民課 住民生活グループ ☎②2940

墓地に関すること

税務住民課 住民生活グループ ☎②2940

町水道及び町下水道に関すること

水道課 ☎②2730

避難所に関すること

健康福祉課 ☎⑨7071

公園・道路・河川・橋に関すること

建設課 土木・公園グループ ☎⑨7075

入居中の公営住宅に関すること

建設課 施設グループ ☎②2516

上記以外に関すること

災害対策本部(総務課) ☎②2511

※応急仮設住宅等に関する連絡先は表面をご確認ください。

### 『あそびのひろば』終了について

約2週間にわたって開催された「あそびのひろば」ですが9月28日をもって終了いたしました。

ボランティアの皆様の多大なるご協力、地域の皆さんのおかげで毎日こども達の笑顔があふれるイベントとすることができました。

本当にありがとうございました。

### 地震災害に乗じた犯罪にご注意を

#### 不審車両に関する注意喚起です[9月25日11時現在]

追分青葉3丁目付近で水道メーターを確認している人物があり、声を掛けるところ行ってしまった。水道課では心当たりがないため、不審人物と思われます。見かけたら、車種・車両番号・色などを確認し「110番」をするようお願いいたします。

### 号外の各戸配付について

これまで安平町災害ボランティアセンター協力による、配付していましたが、ボランティア人員不足等により、今後の各戸配付が困難になりました。

号外は、今後も発行する予定ですが、各公民館と避難所に設置しますので、お手数おかけしますが、「最寄りの設置場所」まで取りにきていただくようお願いいたします。通常号発行については、**現在未定**です。発行が決まった際はホームページ、データ放送、号外にて告知します。